

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続き」の13.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は、以下のとおりです。

ア. 業務の対価（報酬）

イ. 直接経費

当該業務の実施にあたって支出が想定される直接経費は、

「~~~~~」

「~~~~~」

「~~~~~」です。

(2) 消費税課税

「第1 入札手続き」の10.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

業務の完了や成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。

3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。
- (3) 謝金の支払いを実施していただく際、支払相手方が個人の場合には、原則として源泉徴収の手続きを実施していただく必要があります。業務内容によっては、

旅費・交通費についても源泉徴収の対象となります。詳細は、発注者に確認下さい。

第4 契約書（案）

業務委託契約書（案）

1. 業務名称 JICA沖縄センター宿泊棟換気設備工事及び内裝修繕工事設計・監理業務
2. 契約金額 金00,000,000円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)
3. 履行期間 2020年1月XX日から
2019年3月20日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構 沖縄センター 契約担当役 所長 佐野景子（以下「発注者」という。）と株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に定義する業務を、善良な管理者の注意義務をもって誠実に履行し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものである。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。
 - 6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
 - 7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

- 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

(業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

(1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。

(2) 発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(3) 第18条第1項第8号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(監督職員)

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構沖縄センター総務課長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第5項に定める書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

- (1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
 - (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
 - (3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - (4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

- 第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
- 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。
 - 3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
 - 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査）

第10条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第14条に規定する経費確定（精算）報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」（以下「契約金額内訳書」という。）に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

3 発注者は、前2項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して10営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

（債務不履行）

第11条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（成果物等の取扱い）

第12条 受注者は、業務仕様書に成果物（以下「成果物」という。）が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第10条第1項及び第2項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第10条第3項に規定する検査を受けるものとする。

2 前項の場合において、第10条第3項に定める検査の結果、成果物及び業務実施

報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第 10 条第 3 項の規定を準用する。

- 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下、「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。
- 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果物等」という。）の所有権は、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。
- 5 受注者が提出した成果物等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。
- 6 前項の規定は、第 11 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

（成果物等の瑕疵担保）

- 第 13 条 発注者は、前条第 4 項による所有権の移転後において、当該成果物等に瑕疵が発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び 2 項の検査の合格をもって免れるものではない。
 - 3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条第 4 項の所有権の移転後、1 年以内に行わなければならない。

（経費の確定）

- 第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
- 2 受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。
 - 3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出し

なければならない。

- 4 発注者は、第1項及び第2項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受領した日の翌日から起算して30日以内に、これを受注者に通知しなければならない。
- 5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 業務の対価（報酬）

契約金額内訳書に定められた額とする。

(支払)

- 第15条 受注者は、第10条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受領した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受領した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

- 第16条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品の引き渡しを請求することができる。
- 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

- 第17条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。
- 2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が第 20 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
- (4) 第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
 - イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約

を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第4号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第19条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益を合算した金額とする。

（受注者の解除権）

第20条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第21条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければならない。

（調査・措置）

第22条 受注者が、第18条第1項各号又は第23条第1項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

- 3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
- 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 23 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

- (1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めるとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置

を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

- (6) 第 14 条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の 10 分の 2 を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
 - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 18 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
 - 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
 - (1) 第 1 項第 1 号又は第 4 号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
 - (2) 第 1 項第 5 号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
 - 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
 - 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等の徴収）

- 第 24 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年 2.7 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。
- 2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

- 第 25 条 受注者（第 4 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
 - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明するもの
 - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
 - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
 - 3 受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
 - 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
 - 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
 - 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
 - 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

第 26 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）第 2 条第 5 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
 - (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
 - (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則（平成17年細則（総）第11号）を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
 - (5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
 - (7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
 - 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（特定個人情報保護）

第26条の2 第25条及び前条の規定にかかわらず、受注者は、本契約において、特定個人情報等（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項で定める個人番号及び同条第8項で定める特定個人情報を指し、以下「特定個人情報等」という。）に係る関係事務を実施する場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 業務従事者等に次に掲げる行為を遵守させること。
 - イ 特定個人情報等は、受注者が本契約に基づき行う個人番号関係事務（番号法第2条第11項に定義される「個人番号関係事務」を指す。）の履行に必要な範囲を超えて利用してはならない。
 - ロ 特定個人情報等を複製したり、受注者の事業所等の外へ持ち出してはならない。
 - ハ 特定個人情報等は秘密として保持し、第4条第1項に基づき第三者に業務の実施を委託する場合を除き、第三者に提供してはならない。
- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- (3) 特定個人情報等の管理責任者と担当者を別途文書にて定めること。

- (4) 特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 本契約の業務従事者等に対して、特定個人情報等の取扱いについての教育を実施すること。また、発注者の求めに応じてその教育を実施したことを証明する文書を提出すること。
- (6) 委託された特定個人情報等の漏えい等の事案発生時における対応をあらかじめ定めること。
- (7) 第 25 条第 6 項に基づき、特定個人情報等を破棄又は返却すること。この場合に第 25 条第 6 項中の「秘密情報」は、「特定個人情報等」と読み替える。特定個人情報等を破棄又は返却した場合には、発注者に対して当該特定個人情報等を破棄又は返却したことを証明する文書を提出すること。
- (8) 発注者は、受注者の事業所等において、特定個人情報等が適切に管理されているか、年 1 回以上の定期的検査等により確認し、その結果を記録するとともに、管理状況が不適切である場合には、改善を指示することができる。受注者は改善を指示された場合には、その指示に応じること。
- (9) 前号に限らず発注者の求めがあった場合は、受注者は特定個人情報等の管理状況を書面にて報告すること。

(情報セキュリティ)

第 27 条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程（平成 29 年規程(情)第 14 号)及び情報セキュリティ管理細則(平成 29 年細則(情)第 11 号)を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第 28 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第 29 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(海外での安全対策)

第 30 条 (削除)

(業務引継に関する留意事項)

第 31 条 (削除)

(契約の公表)

第 32 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定

める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

- (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
 - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
 - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第13章第7節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第33条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第34条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第35条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

202●年●月●●日

発注者
沖縄県浦添市字前田 1143-1
独立行政法人国際協力機構
沖縄センター
契約担当役
所長 佐野景子

受注者
○○県○○市○○町○—○
株式会社 ○○
代表取締役
○○ ○○

[附属書 I] **業務仕様書**

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下、「JICA」という)沖縄センター(以下、発注者)が実施する「JICA 沖縄センター宿泊棟換気設備工事及び内装修繕工事設計・監理業務」に関する業務の内容を示す。

本件受注者は、本業務仕様書に記載されていない事項は「公共建築設計業務委託共通仕様書(最新版)」及び「建築工事監理業務委託共通仕様書(最新版)」による。

1. 業務名称 沖縄センター宿泊棟換気設備工事及び内装修繕工事設計・監理業務

2. 業務の実施期間(予定)

- (1) 設計業務 2021年1月上旬から2021年3月下旬
- (2) 発注支援業務 2021年4月上旬から2021年6月中旬
- (3) 工事監理業務 2021年10月上旬から2022年3月下旬

3. 施設概要・工事対象

- (1) 対象建物 沖縄センター 宿泊棟本館、宿泊棟別館
- (2) 工事場所 沖縄県浦添市前田 1143
- (3) 工事種別 建築、機械設備(空調設備)、電気設備
- (4) 敷地面積 31,140.37 m²
- (5) 建物概要 下表による。(●印は工事対象となる棟を示す)

(表) 建物概要

| | 管理研修棟 | 厚生棟 | ●宿泊棟 本館 | 体育館 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 竣工年 | 1984 | 1984 | 1984 | 1984 |
| 建築面積m ² | 1,489.95 | 760.87 | 1,183.18 | 1,087.42 |
| 延床面積m ² | 3,652.29 | 1,374.52 | 3,138.62 | 984.58 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 鉄筋コンクリート造 | 鉄筋コンクリート造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 規模 | 地上3階 | 地下1階 地上2階 | 地上3階 | 地上1階 |

| | 給水塔 | ニライホール | ●宿泊棟 別館 | エネルギーセンター |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 竣工年 | 1984 | 1999 | 1999 | 2014 |
| 建築面積m ² | 16.24 | 536.99 | 433.63 | 130.17 |
| 延床面積m ² | 80.40 | 1,216.24 | 900.27 | 130.17 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造 | 鉄筋コンクリート造 | 鉄筋コンクリート造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 規模 | 地上5階 | 地上3階 | 地上3階 | 地下1階 |

(6) 設備概要 下表による。(●印は工事の対象となる設備を示す)

表 設備概要

| 共用部冷房用空調設備 | 宿泊室冷房用空調設備 | 排煙設備 |
|---|---|---|
| ①パッケージエアコン (管理研修棟 1 階) 【106 組・電気】 ②マルチパッケージエアコン【9 組・電気】 ③ガスヒートポンプマルチエアコン 【3 組・ガス】 | パッケージエアコン【105 組・電気】 | 自然排煙 |
| ●換気設備 | | |
| ●①自然換気 (管理研修棟：各居室、●宿泊棟本館：宿泊室、体育館：アリーナ、給水塔、●宿泊棟別館：宿泊室) ②第 1 種機械換気 (厚生棟：各居室、厨房、機械室、宿泊棟本館：ボイラー室、ニライホール：各居室、エネルギーセンター：電気室) ③第 3 種機械換気 (各棟の便所、湯沸室、倉庫など) | | |
| 給水設備 | 共用部給湯設備 | 宿泊室給湯設備 |
| 受水槽【45m ³ 】+ポンプ+給水塔【25m ³ 】 | ①電気温水器 【局所給湯方式・電気】 ②ガス瞬間湯沸器 【局所給湯方式・都市ガス】 | ①温水ボイラー 【中央給湯方式・都市ガス】 ②太陽熱温水器 【中央給湯方式・太陽熱】 |
| 排水設備 | 消火設備 | ガス設備 |
| 下水道利用 | 屋内消火栓 | 都市ガス |
| 受変電設備 | 非常用発電機設備 | 補助電力設備 |
| 高圧受電 | ディーゼルエンジン (500kVA) オイルサービスタンク (A 重油 1950L) | 太陽光発電設備 |
| 水槽類 | エレベータ設備 | 中央監視設備 |
| ①受水槽【45m ³ ・市水用・FRP 製】 ②井水槽【井水用・コンクリート製】 ③給水塔【25m ³ ・市水用・便所洗浄水用 (井水)・コンクリート製】 ④貯湯槽【4m ³ ×2 台・給湯用・ステンズ製】 ⑤太陽熱集熱槽【4.4m ³ ・給湯用・ステンズ製】 ⑥汚水槽【汚水用・ピット】 ⑦雨水槽 (厚生棟)【雨水用・ピット】 ⑧雨水槽 (東屋)【散水用・ピット】 | 5 台 (管理研修棟 1 台・ロープ式、厚生棟 1 台・油圧式、宿泊棟本館 1 台・ロープ式、宿泊棟別館 1 台・ロープ式、ニライホール 1 台・油圧式) | 中央監視装置 (BAS) |

4. 工事概要

- (1) 工事件名 沖縄センター宿泊棟換気設備工事及び内装修繕工事
- (2) 完工期限 2022年3月20日
- (3) 工事内容

建物内でカビが確認されており、カビの発生を抑える事を目的とし改修工事を実施する。カビの繁殖条件に必要なのは、温度・湿度・酸素・ホコリの4つであるが、温度条件と酸素によるカビの発生を抑える対策は難しいため、湿度条件とホコリを調整することにより、カビの発生を抑えることとする。外気を取り入れ室内空気の流れを良好にすることを目的とするが、可能な限り全熱交換器を採用し、既存の空調機による冷却除湿と併用することで多湿外気の室内取り入れによる影響を低減する。またフィルターを設けホコリを抑制するが、ホコリの抑制には日頃から清掃を行う事が不可欠である。なお、内装材に吸湿性のない材料を使用する。

工事概要を以下に示す。

1) 宿泊棟本館 換気設備新設工事

宿泊棟本館各階東側（フロント付近）でカビの臭いが確認されている。また各室には機械換気設備が設置されておらず、空調機（パッケージエアコン）の稼働時には適切な換気量が屋外より給気されないこととなる。対策として下記工事を実施する。

- ・ 1階のシングルルーム（101～108号室）、ティーラウンジ、ロビー、ビデオルーム、フロント、宿直室、仮眠室、2階のシングルルーム（201～208号室）、ティーラウンジ、健康相談室、ツインルーム（232・233・234号室）、3階のシングルルーム（301～308号室）、ティーラウンジ、ツインルーム（331・333・334・335・336号室）に全熱交換器（壁掛型）を新設する（計43台）。設置は各室の窓枠上部とし、OAダクト・EAダクトは躯体貫通（100φ程度）とする。
- ・ 各階のリネン庫および洗濯室、2階の倉庫に全熱交換器（天吊型）設置は各室の窓枠横とし、OAダクト・EAダクトは躯体貫通（200φ程度）とする。
- ・ 1階廊下に送風機・排風機を1台ずつ（計2台）設置する。送風機は洗濯室天井内、排風機はボイラー室天井に設置とする。吹出口は廊下上部壁（洗濯室前）、吸込口はボイラー室入口上部壁に設置とする。ダクトが躯体を貫通する際には、角型開口は避け、100φ-150φ程度の丸型開口を複数設けて対応する。

2) 宿泊棟別館 換気設備新設工事

宿泊棟別館全体でカビの臭いが確認されている。また各宿泊室およびトイレ・シングルルームには機械換気設備が設置されておらず、空調機（パッケージ

エアコン)の稼働時には適切な換気量が屋外より給気されないこととなる。また洗濯室の給気量が不足しており室内が高温となっている。対策として下記工事を実施する。

- ・各階宿泊室、1階階段裏のトランクルームに全熱交換器(壁掛型)を新設する(計29台)。設置は各室の窓枠上部とし、OAダクト・EAダクトは躯体貫通(100φ程度)とする。
- ・1階エレベータ裏のトランクルーム、洗濯室、トレーニングルーム、3階のリネン庫に全熱交換器(天吊型)を新設する(計5台)。設置は各室の窓枠横とし、OAダクト・EAダクトは躯体貫通(200φ程度)とする。
- ・各階廊下(階段側)に送風機を1台ずつ設置する(計3台)。本体および吹出口は廊下天井内に設置とする。OAダクトが躯体を貫通する際には、角型開口は避け、100φ-150φ程度の丸型開口を複数設けて対応する。
- ・各階廊下(突当り)に排風機を1台ずつ設置する(計3台)。突当り右側(南側)の上部窓枠を改造しステンレス製有圧扇を外部設置とする。

3) 宿泊棟別館 内装修繕工事

宿泊棟別館のトレーニングルームと、1・2・3階の共用廊下及び階段室にカビおよびコンクリート袖壁の仕上劣化が確認されている。対策として下記工事を実施する。

- ・工事対象となるトレーニングルームと各階共用廊下及び階段室の仕上材全面(下地ボード含む)を撤去し、各エリアを乾燥させた後に下地防カビ処理の上、カビの発生が抑えられ、かつ清掃が可能な仕上げ材で修繕を行う。
- ・壁修繕において、隣接する部屋が工事対象外である場合、対象エリアの内側のみを工事対象範囲とし、軽量鉄骨下地の場合は軽量鉄骨を残置とする。
- ・柱・梁型・袖壁の下地防カビ処理を行い塗装替工事を行う。
- ・工事対象となる床材は消音性及び防滑性に優れた材質とする。

4) 上記工事に付随する電気設備工事、自動制御設備工事

(4) 添付資料

別紙「工事概略図」による。

5. 業務内容

業務の内容は、下記による。

なお、本業務については、2017年度～2019年度に、上記工事と管理棟における換気設備工事及び内装修繕工事を同時に行うことを想定し委託したものの、工事本体の入札が不調に終わったため、管理棟の工事のみを入札し2019年度に工事を完工した経緯がある。そのため、図面や積算等はその際のものを最大限活用すること。

また、本業務および工事においては、可能な限り具体的に新型コロナウイルスへの

対策を講じること。

5.1 設計業務

(1) 基本業務

基本業務とは、発注者の要望、現行システム、設備機器の状況、搬入・搬出経路、工事実施可能期間等をヒアリング及び現地調査等により正確に把握し、インシヤルコスト、ランニングコストを念頭に最適な方法で設計・提案を行うための業務とし、業務内容の詳細は下記による。

(2) 更新工事の検討・計画

- ①発注者との打合せ
- ②関係者からの情報収集・ヒアリング
- ③現場実態調査

(3) 図面等の作成

- ①実施設計図の作成（各設備工事、付帯工事が発生する場合は必要図面を作成）
- ②概略工程表の作成（予め限定された工事期間と区分がある場合は反映させる）
- ③特記仕様書の作成（公共建築改修工事標準仕様書：最新版を準用）
- ④積算数量調書の作成
- ⑤工事費内訳明細書の作成
- ⑥建築基準法及び関係法令等を遵守した設計図書の作成と、関係行政庁等への手続
- ⑦既存設備等の廃棄・撤去範囲の指定及び撤去計画の策定

(4) 留意事項

1) 共通事項

- ①工事実施期間中も施設は利用されるため、施設の運用に与える支障が最低限になるように配慮する。
- ②次の各項について、設計図書に明記する。
 - ア) 壁や床に、はつり工事等を行う場合には、埋設物調査を行い、事前に埋設物がない事を確かめてから工事を行う事とする。
 - イ) 騒音、振動、粉塵等の発生が予想される作業は、事前に工事担当職員と協議の上業務に支障がない時間帯に行うこと。その際は騒音規制法及び振動規制法を遵守すること。
 - ウ) 総合調整は、総合運転試験、風量調節、室内外空気の温湿度の測定、室内気流及び塵埃の測定、騒音の確認をそれぞれ行い設計計算書の数値と齟齬がないことを確認する。なお、宿泊棟に設置する設備機器については、騒音・振動により就寝を妨げないように設計を行い、夜間に宿泊室

内の音の確認を行う。

2) 宿泊棟本館 換気設備新設工事

- ①新設機器の耐震措置・防振措置を十分に行う（参考 1「耐震に係る仕様」による）。
- ②新設の設備機器は快適な室内空気環境（温度・湿度・気流速度・二酸化炭素濃度・粉塵量）を維持できるよう、設計計算（風量、静圧等）を行う。
- ③設備機器の電源は、最寄の動力盤または分電盤より分岐することとし、電気容量の確認を行う。
- ④共用廊下における新設の送風機・排風機については電源の入切、運転状態の監視、警報の受信を1階フロント内にて可能とする。
- ⑤屋外端末に用いる給排気用フードなどは、設置位置を含め、暴風・暴雨による対策を考慮したものとし、室内に雨風が流入しない設計を行う。また、室内への雨風の侵入を防ぐ為、適切なダクト勾配を取ること。
- ⑥設備機器はメンテナンスが可能な位置に設置する。
- ⑦壁に大きな開口を設ける場合は、開口補強内容を記載する。
- ⑧防火区画に設置する防火ダンパー等の警報を火災受信機で対応し、副受信機・警報盤にも警報を転送可能とする。

3) 宿泊棟別館 換気設備新設工事

- ①新設機器の耐震措置・防振措置を十分に行う（参考 1「耐震に係る仕様」による）。
- ②新設の設備機器は快適な室内空気環境（温度・湿度・気流速度・二酸化炭素濃度・粉塵量）を維持できるよう、設計計算（風量、静圧等）を行う。
- ③設備機器の電源は、最寄の分電盤より分岐することとし、電気容量の確認を行う。
- ④共用廊下における新設の送風機・排風機については電源の入切、運転状態の監視、警報の受信を宿泊棟本館1階フロント内にて可能とする。
- ⑤屋外端末に用いる給排気用フードなどは、設置位置を含め、暴風・暴雨による対策を考慮したものとし、室内に雨風が流入しない設計を行う。また、室内への雨風の侵入を防ぐ為、適切なダクト勾配を取ること。
- ⑥屋外に設置する設備機器は、雨仕舞、防風性能、耐塩害性能などを十分考慮した材料及び施工方法を選定する。
- ⑦設備機器はメンテナンスが可能な位置に設置する。
- ⑧壁に大きな開口を設ける場合は、開口補強内容を記載する。
- ⑨防火区画に設置する防火ダンパー等の警報を火災受信機で対応し、副受信機・警報盤にも警報を転送可能とする。

4) 宿泊棟別館 内装修繕工事

- ①新設の内装材は防湿系かつカビに強い素材とし、シックハウスについて十分配慮する。
- ②内装修繕工事を行う工程を明確にする（仕上げ材の撤去、糊をはがす、部屋を乾燥、自然通風または加熱処理、十分に乾燥したことの確認方法、防カビ処理）。

(5) 添付資料

参考1「耐震に係る仕様」

5.2 発注支援業務

- ①工事入札に係る現場説明会への立会（発注者側として同席し技術的観点からの説明を行う）
- ②質問回答書案作成（入札説明書及び現場説明会における説明事項に対して入札参加予定者から提出された質問書に対し、技術的観点から回答書案を作成する）
- ③低入札価格調査実施支援（発注者が定める調査基準価格を下回る入札がなされた場合、当該入札によって契約内容に適合した履行がなされるかについて、入札者に対する必要な項目の調査を技術的観点から行う）
- ④工事入札参加者への図面等の提供
- ⑤その他入札会への技術的支援等
- ⑥工事施工者の選定及び契約方式の決定に協力し、工事施工者が提出した工事費内訳明細書の内容をチェックすることで、適正価格であるかを精査する。また、全体的な意見を述べ、発注者と工事施工者が交わす契約書に管理技術者として押印する。

5.3 工事監理業務

- (1) 設計意図を工事施工者に正確に伝えるための業務
 - ①対象工事の施工者に対する必要な指示、承諾又は協議の処理
 - ②図面等の作成及び工事施工者への交付
- (2) 工事施工者が提出する施工図及び納入図等を設計図書と照合・確認のうえ承諾する業務（変更・是正指示業務を含む）
 - ①施工図及び納入図等の調査・検討
 - ②材料の調査・検査
 - ③積算書の検証
- (3) 材料・製品（工場特注材料・特注機器含む）の確認及び報告
 - ①特注品の製造が設計図書及び請負契約に合致しているかの確認

- ②提出が必要な見本品の指示および承諾
- (4) 設計図書に基づく工程の管理・立会い及び工事の確認・報告
 - ①工事の立会い及び作業工程の管理
 - ②工事が設計図書及び請負契約書に合致しているかの確認
 - ③工事完了検査及び契約条件が遂行されたかの確認
 - ④工事関連諸機関等との折衝・調整及び発注者への協力
- (5) 発注者への報告及び必要な事項に関する協力（工事内容の変更、一時中止、取止め等の必要があると認められる場合、当該措置を必要とする理由を発注者へ報告し、また、その他必要と認める事項に関して速やかに協力する）
- (6) 工事監理業務完了手続き
 - ①契約成果物の引渡し立会い
 - ②業務完了通知書の提出
- (7) その他業務
 - ①完成検査に対する立会い

6. 貸与品

関連する設計図書一式

7. その他与条件

設計・施工条件は下記による。

- (1) 本工事は施設利用中の工事（居抜き工事）であるため、施設利用者等の安全に十分配慮すること。また、作業の振動・騒音、作業員・資材・建設機器等の動線などに留意し、施設利用に支障が生じないよう十分に配慮する。
- (2) 工事により停電が生じる場合は、施設設備及び施設利用者に極力支障が生じないよう十分に配慮する。
- (3) 実施工程表については、参考2「工事予定表」を参考とし、発注者と協議の上作成すること。

8. 管理技術者（業務責任者）の配置

管理技術者は1名を配置し非常駐とする。

9. 管理技術者（業務責任者）の資格

管理技術者は設備一級建築士もしくは建築設備士とする。

10. 主任技術者及び担当技術者

下記の部門ごとに主任技術者および担当技術者を1名ずつ配置する。主任技術者は担当技術者を兼務してもよい。

- ・ 建築意匠担当
- ・ 電気設備担当
- ・ 機械設備担当

11. 主任技術者及び担当技術者の資格

主任技術者（機械設備担当）は一級管工事施工管理技士又は技術士（衛生工学部門、建設部門に係る者に限る）とする。

12. 成果物

(1) 設計業務完了時

- ①業務完了届 1部
- ②設計図書（基本設計図、実施設計図、計算書等）
白図製本2部（A1版 1部、A4縮小版1部）
電子データ（CD-R）1枚（PDF及びDWG形式）
- ③特記仕様書
白図製本（設計図に合本して製本する）
- ④概略工事工程表 1部（A3版）
- ⑤積算数量調書 1部（A4版）
電子データ（CD-R）1枚（PDFもしくはEXCEL形式）
- ⑥工事費内訳明細書 1部（A4版）
見積書、見積比較検討資料、採用単価表を含む
電子データ（CD-R）1枚（PDFもしくはEXCEL形式）

(2) 発注支援業務完了時

- ①業務完了届 1部
- ②発注支援業務報告書 1部（A4版）
発注支援業務報告書には4.2発注支援業務の項目について記載する。

(3) 工事監理業務完了時

- ①業務完了届 1部
- ②工事監理報告書 1部（A4版）
工事監理報告書（日報・月報）を作成し提出する。
当該月の報告書を翌月の定例会議において、工事施工者が作成する工事報告書と併せて提出する。なお、工事監理報告書には以下の項目を記載する。
 - i) 工事監理作業の報告

工事の進捗、打ち合わせ記録簿、各種会議開催状況、各種届出書、設計変更事項、場内立会い検査を含む

- ii) 機器承諾図の進捗管理
- iii) 施工図の進捗管理
- iv) 施工計画書の進捗管理

以上

[附属書Ⅱ]

契約金額内訳書

1. 設計業務
2. 発注支援業務
3. 工事監理業務

合計（1 + 2 + 3）

（支払いを各業務段階の完了毎に行いますので、上記分類にて内訳書を作成します）

□□□契約書はここで終わりです□□□

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

- ウ 機密保持誓約書
- エ 各種書類受領書
- オ 競争参加資格確認申請書
- カ 委任状
- キ 入札書
- ク 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
- ケ 質問書
- コ 辞退理由書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 沖縄センター 契約担当役 所長
- ・業務名称：JICA 沖縄センター宿泊棟換気設備工事及び内装修繕工事設計・監理業務
- ・公告日：2020年10月28日